

選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第5条第3項～第9項及び定款細則Ⅳ、定款第20条及び定款細則Ⅶ、分科学会運営規程第5条第2項に基づき、代議員及び役員、分科学会運営幹事の選出に関する事項をこの規程に定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 定款細則Ⅶ2により、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3 選挙管理委員は、立候補により、正会員の中から総会で選出する。立候補者が欠員の場合は理事会が推薦する。
- 4 選挙管理委員会は、6名以内の委員をもって構成し、うち委員長及び副委員長を1名ずつ置く。
- 5 選挙管理委員長は、選挙管理委員による互選とする。
- 6 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から副選挙管理委員長1名を任命する。
- 7 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄する。
- 8 副選挙管理委員長は、選挙管理委員長に事故あるとき、その役務を代行する。
- 9 選挙管理委員が、当該の選挙に立候補する場合には選挙管理委員を辞任しなければならない。
- 10 都道府県理学療法士会に、それぞれ都道府県理学療法士会選挙管理委員会を置く。
- 11 都道府県理学療法士会選挙管理委員会の長を、公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）の選挙管理運営委員とする。
- 12 選挙管理運営委員は、選挙管理委員会の事務を補佐する。
- 13 選挙管理運営委員が、当該の選挙に立候補する場合には選挙管理運営委員を辞任しなければならない。

(任期)

- 第3条 選挙管理委員の任期は、選出された総会終結のときから4年後の総会終結のときまでとし、2年ごとに3名ずつ選出する。ただし、再任を妨げない。
- 2 選挙管理運営委員の任期は、選挙管理委員の任期に準じ、中途退任の場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

- 3 委員長、副委員長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 選挙管理委員に欠員が生じたときは、直近の総会で選出する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第4条 選挙管理委員及び選挙管理運営委員の委嘱は、本会会長が行う。

- 2 都道府県理学療法士会選挙管理委員会委員の委嘱は、都道府県理学療法士会会長がこれを行う。

(選挙事務)

第5条 選挙事務担当者は、事務局職員及び正会員の中から選挙管理委員長が若干名を選出する。

- 2 選挙事務担当者の任期は、告示日から当選証書公布日までとする。

(職務)

第6条 選挙の実施に関する下記の項目については、選挙管理委員会が選挙実施要綱としてこれを定め、理事会に報告後、選挙人にその内容を周知する。

- (1) 選挙人について
- (2) 選挙の告示について
- (3) 立候補の受付について
- (4) 立候補者一覧について
- (5) 投票について
- (6) 開票について
- (7) その他、選挙の実施に関し必要な事項

第3章 選挙の告示及び選挙人・被選挙人

(選挙の告示と日程)

第7条 選挙管理委員会は選挙すべき役員候補者又は都道府県理学療法士会ごとの代議員、又は分科学会運営幹事の定員を告示し、立候補を受けつけ、以下を参考に日程を決定する。

- (1) 告示日は、投票締め切り日から7週(49日)以前とする。
- (2) 立候補受付開始日は、投票締め切り日から6週(42日)前とする。
- (3) 立候補受付締め切り日は、投票締め切り日から5週(35日)前の正午とする。
- (4) 投票受付開始日は、投票締め切り日から2週(14日)前とする。
- (5) 投票締め切りは、投票締め切り日の正午とする。

(選挙人)

第8条 代議員及び役員候補者選挙の選挙人名簿は、選挙告示日時点の正会員名簿により、選挙管理委員会が作成する。

2 分科学会運営幹事選挙の選挙人は、分科学会運営規程第2条に規定する正会員とする。

(被選挙人)

第9条 代議員及び役員候補者選挙の被選挙人は、選挙の告示日の時点において正会員として登録されている者とする。

2 分科学会運営幹事選挙の被選挙人は、専門理学療法士、又は認定理学療法士であって、分科学会運営規程第2条に規定する正会員とする。

3 立候補の届出は、選挙要綱にて定めた様式を用いなければならない。

第4章 開票・異議申立・当選証書

(立会人)

第10条 開票に際しては、立会人3名を置かなければならない。

2 立会人は、選挙管理運営委員の中から、選挙管理委員会が選任する。選任方法については選挙実施要綱に定める。

3 選挙管理委員長は投票締め切り後、立会人の立会いのもとに開票する。

(選挙結果の公表)

第11条 選挙結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

(異議申立)

第12条 選挙の効力に対し、不服がある選挙人又は候補者は、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

2 異議申し立ての受け付けは、開票結果発表日から1週(7日)以内とする。

(当選証書の発行)

第13条 選挙管理委員長は、異議申し立て期間終了後速やかに当選証書を発行する。

第5章 代議員選挙

(定義)

第14条 この規程にいう代議員とは、定款第5条第2項に定める社員をいう。

(投票方法)

第15条 代議員の選挙は、電子投票により行う。

2 投票の方法について必要な事項は、別にこれを定める。

(選出の方法)

第16条 代議員の選出は、以下の各号による。

(1) 投票は、定数内連記投票とする。

(2) 当選は、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順とする。

(3) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。抽選の方法については、別に定める。

(4) 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。

(5) 立候補者が定員に満たないときは、都道府県理学療法士会において推薦する。

(欠員の取扱い)

第17条 何らかの事由により代議員に欠員が生じたときは、定款第5条第7項～第9項に従う。

第6章 役員候補者選挙

(定義)

第18条 この規程にいう役員とは、定款第19条第1項に定めるものをいう。ただし、監事については定款細則Ⅲの4により、選挙の対象を正会員より選ばれる監事2名とする。

(投票方法)

第19条 理事及び監事の役員候補者の選挙は、電子投票により行う。

2 投票の方法について必要な事項は、別にこれを定める。

(理事候補者・監事候補者選出の方法)

第20条 理事及び監事候補者の選出は、以下の各号による。

(1) 定款第20条第1項により社員による役員候補者選出投票を行い、当選者を役員候補者として総会に付議する。

(2) 理事及び監事の役員候補者選出投票は、定数連記投票とする。

(3) それぞれの立候補者が定数又は定数に満たない場合は、無投票当選とし、代議員による役員候補者選出投票を実施しない。

(4) 立候補者がそれぞれ定数に満たない場合は、理事会が候補者を推薦し、総会で選任する。

(5) この他、選出について必要な事項は、別に定める。

第21条 当選者が当選の日から任期開始後60日までの間に死亡、退会、もしくは正当の事由で辞任、又は辞退したときは、当該選挙における次の得票者を繰り上げ当選者とする。

(会長候補者選出の方法)

第22条 会長候補者の選出は、以下の各号による。

- (1) 第19条各項により当選した理事候補者の中から、会長候補者に立候補するものを募る。
- (2) 立候補者が1名の場合は、無投票当選とし、代議員による会長候補者選出投票を実施しない。
- (3) 立候補者が複数の場合は、定款第20条第2項により会長候補者選出投票を行う。
- (4) 投票は、単記投票とする。
- (5) 会長選定にあたり理事会は、総会の決議により選出された会長候補者から会長を選定する方法によることができる。
- (6) この他、選出について必要な事項は、別に定める。

第7章 分科学会運営幹事選挙

(定義)

第23条 この規程にいう分科学会運営幹事（以下、「運営幹事」という。）とは、日本理学療法士学会規則第5条第3項に定める者をいう。

(投票方法)

第24条 運営幹事選挙は、電子投票により行う。

- 2 投票の方法について必要な事項は、別にこれを定める。

(選出の方法)

第25条 運営幹事の選出は、以下の各号による。

- (1) 投票は、定数内連記投票とする。
- (2) 当選は、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順とする。
- (3) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。抽選の方法については、別に定める。
- (4) 候補者が定数又は定数に満たない場合は、無投票当選とする。
- (5) 立候補者が定員に満たないときは、分科学会運営幹事会において選任する。

(次点者の繰り上げ)

第26条 当選者が当選の日から3ヶ月以内の間に死亡、退会、分科学会からの脱退、もしくは辞任、又は辞退したときは、当該選挙における次の得票者を繰り上げ当選者とする。

- 2 次点者が不在の場合は、分科学会運営幹事会において選任する。

第8章 雑則

(選挙広報)

第27条 選挙管理委員会は、候補者名、立候補の趣旨、経歴等の広報を、役員については本会の、代議員については各都道府県理学療法士会のホームページ、文書等により行う。

- 2 立候補者は、前項のほかは、公序良俗に反する運動等を行い、又は関わってはならない。

(選挙違反)

第28条 選挙管理委員会は、前条第2項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、当該候補者又は候補者全員に対して下記の処分を行う。

- (1) 嚴重注意
- (2) 戒告
- (3) 選挙権・被選挙権取消し

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年7月11日より施行する。
- 2 この規程は、一部修正により平成22年11月23日より施行する。
- 3 この規程は、一部修正により平成24年4月1日より施行する。
- 4 この規程は、一部修正により平成24年12月9日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、選挙管理委員の選出方法、役員選出方法、分科学会運営幹事選挙等を追加し、平成28年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、役員選出方法を変更して、平成28年11月6日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、選挙管理委員会の職務、選挙の告示と日程、代議員の選出方法を一部変更して、令和元年10月19日より施行する。